

者の側に情報提供するということは大変大事なことだというふうに思います。

今おっしゃられた中で、家具やテレビの転倒事故のお話がございました。これにつきましては、ちょうど昨年の十一月に私ども消費者庁から、これも、家具の転倒による事故防止に取り組むように業界の方に要請をしたところでございます。

具体的な中身としては、今まさにおっしゃられたとおりですけれども、家具などを固定して使用すること、引き出しにストップバーをつけることなど、消費者向けにも注意喚起をいたしましたが、同時に、事業者団体に向ても、その周知方、事故の防止に取り組むようについて要請を行ったところでございます。

引き続き、消費者への事故の発生、拡大の防止のために必要な情報が行き届きますように努力してまいりたいと考えております。

○鰐淵委員 ありがとうございます。

ぜひ、これはまた経産省だつたり、また各団体の皆さんとの連携も必要になつてくるかと思いますが、引き続き、しっかりと連携をとつていただきたい観点で取り組んでいただきたいと思います。

子供たちの事故防止という観点と、あと防災と並んで、家具、本棚、そういうものの下敷きになつたという方が多数いらっしゃいました。

そういう意味で、今後、消費者庁を含めて、国いろいろ政治課題の中の一つの大きな課題といたしまして、防災、減災ということをしっかりと柱として取り組んでいくことが重要ではないかと思つております。

事故の防止、そういうことを防ぐとともに、

いつどこで災害が起るかわからないという中で、消費者庁におかれましても、ぜひとも防災、減災、これを一つの大きな柱といたしまして、この観点から、消費者を守る、また国民を守る取組をしっかりと進めていただきたいと思つております。

この点につきまして、大臣の御見解をお伺いし

たいと思います。

○宮腰国務大臣 先ほど委員の方から、子供の不慮の事故のお話もありました。子供さんを含め

て、防災、減災、消費者行政の立場からどう取り組んでいかかということについては、これから大きな課題ではないかというふうに思つております。

今ほども、電気製品の転倒の問題ですとか、それから、子供の、フェンスの高さの問題等々についてお話をされました。

今ほど委員の方からハンドブックの紹介もいた

だいたところでありますけれども、ぜひそういう普及を図つていただきたいというふうに考えております。

ハンドブックは、昨年作成をいたしまして、今十七万部発行しておりますけれども、これの普及を始めとして、親子参加型のイベント等を、災害の防止あるいは被害の防止という観点から、啓発

この地方消費者行政強化交付金というのは今年度から新たに設立をされた名前でして、それまで

は、ここの一ページにあります、下にあります、旧地方消費者行政推進交付金、このように呼ばれていたものがあります。この推進交付金と呼ばれるものは、もともとは基金から始まっておりま

す。それが単年度交付金になり、そしてついに、この交付金を活用した新規事業の開始は、平成二十九年、つまり昨年度までということになつております。

そのため、今年度からは、このような形で、国

の重点施策に積極的に取り組む地方自治体を支援

する仕組みである、この上の方ですね、地方消費者行政強化事業に取り組む強化交付金というのと

ともに、この中に従来の相談体制整備に使える推進交付金を含める、そういう形で、この右の方で赤字を引っ張つておりますけれども、二十四億円

というのが措置をされています。

また、来年度は、予算の概算要求では四十億要

求されているということですけれども、今年度の二十四億円ですけれども、これは、今まで当

初予算として措置をされてきた三十億円から見る

子です。

まずは、宮腰大臣、左藤副大臣、そして安藤政務官、就任おめでとうございます。特に左藤副大臣は、私も選挙区が一緒ということで、消費者の

何億と何億に分かれているのか、お答えいただ

きたいと思います。

宮腰大臣は、所信で、消費者政策の現場である

地方の消費者行政の充実強化にも取り組むとい

うことでおっしゃいました。この充実強化が本当に

予算に裏づけられているのかということについ

て、順次お伺いをしていきたいと思います。

皆様のお手元に、今資料をお配りをさせていた

だいております。

地方消費者行政強化交付金、このことについて

きょうはお話を伺つていただきたいと思います。

この地方消費者行政強化交付金というのは今年度から新たに設立をされた名前でして、それまで

は、ここの一ページにあります、下にあります、旧地方消費者行政推進交付金、このように呼ばれていたものがあります。この推進交付金と呼ばれるものは、もともとは基金から始まっておりました。それが単年度交付金になり、そしてついに、この交付金を活用した新規事業の開始は、平成二十九年、つまり昨年度までということになつております。

そのため、今年度からは、このような形で、国

の重点施策に積極的に取り組む地方自治体を支援

する仕組みである、この上の方ですね、地方消費者行政強化事業に取り組む強化交付金というのと

ともに、この中に従来の相談体制整備に使える推進交付金を含める、そういう形で、この右の方で

赤字を引っ張つておりますけれども、二十四億円

というのが措置をされています。

と、非常に下回っている金額になつております。

まずこの二十四億円の内訳ですけれども、この旧の推進交付金とこの強化交付金の配分の割合は何億と何億に分かれているのか、お答えいただ

きたいと思います。

○高島政府参考人 お答えいたします。

平成三十年度、今委員からお話をありますとおり、二十四億円が措置されておりましたと

も、四月当初は、その内訳いたしましては、推進事業に十六億円、強化交付金を八億円というこ

とで配分をいたしました。しかし、その後、自治体からのいろいろな要望も踏まえまして、五億円を推進事業の方に移行をいたしまして、現時点では、推進事業二十一億円、強化事業三億円、こういう配分になつてござります。

○尾辻委員 十六対八という当時のものから、二十一対三に今変わつていつたということなんですが、これでも、この最初の十六億円というのが本当に見積りが正しかつたのかということについてお聞きたいと思うんですけれども、もともと、この推進交付金ですから、今年度は、三十億円がいきなり十六億円になつたわけですから、人件費とか研修など、相談体制整備のために使える経費が六割、今回、今年度は減額をされた状態で始まつたということなんです。

昨年度は、最終年度ということもありまして、駆け込みで、相談員増員とか消費生活センターを整備したところもあつたということですけれども、これは次、私の資料でいうと二ページめくつていただきまして、今後の地方消費者行政に係る財政支援のスキームというのがあるかと思います。

これは、これから七年から十一年間、財政支援をするというスキームになつていて、自主財源といふのは、最長でいくと平成三十九年まで自主財源化というのではないというスキームなんですね。

今回、最初十六億円だったわけですよ。この

十六億円、本当にこのスキームを踏まえて十六億円というのを出したのか。一体、地方行政が、自治体がどれくらい必要なかということについて、いつ、どのようにしてこれは概算を把握して調査をされたのかということについてお伺いしたいと思います。

○高島政府参考人 お答えいたします。

平成三十年度予算の必要額というお話をござります。

平成三十年度の地方消費者行政強化交付金の必要額は、その要求をいたします前年の平成二十九年の六月の時点におきまして、一つ一つの個別の事業の活用期間を各都道府県に聞き取りをいたしました。その聞き取りによって把握をして、必要分として算出をしたものでございます。

○尾辻委員 確認ですけれども、概算要求前にちゃんと自治体に聞いたということでおよろしいですか。

○高島政府参考人 お答えいたします。

概算要求をする前の六月の時点で各都道府県に聞き取りをいたしております。

○尾辻委員 それは幾らだつたんでしょうか。

○高島政府参考人 お答えいたします。

要望を合計いたしますと、約四十億円というこ

とでございました。

○尾辻委員 それが最終的に今回の予算十六億と

いうことになつてあるわけですから、これは本当に自治体の声が届いた予算になつてているのか、非常に疑問が残ります。

○高島政府参考人 お答えいたします。

今年度の強化交付金でございますけれども、これまでの時点で三回募集を行いました。そして、強化事業費として一・八億円、推進事業費として十八・八億円、既に交付をいたしております。

今年度、まだ時間がございますので、引き続い

て強化事業として募集を行つていく予定にいたしております。

○尾辻委員 最初八億を見込んだものが、現在、

もとのこの事業の立て方、これが本当に地方の、

自治体の実情に合つているものなのかということ

も、これはちょっと今疑問があるんじゃないかな

といふうに思います。

○尾辻委員 お答えいたしました。

平成三十年度予算の必要額といふことを

資料でいきますと八ページの左側になるんです

が、平成三十年度の消費者行政基金、交付金とい

うことと、ここに書いてある、消費者行政の現況

交付金予算は、広義だと四十二億円必要だとい

ふうことで、四十二億円だということで言つているわ

けですね。広義で四十二億。七ページの狭義だと

三十八億ということあります。ですから、これ

はやはり足りていらないんじゃないかと思うわけ

です。

これは、本当にどうやって、四十二億とか、狭義であれば三十八億、復興特別会計四・五億分加えて、基金の残りを加えて、本当にこの相談体制

整備に使える推進交付金の継続分、これは確保で

きてるんでしょうか。お答えください。

○高島政府参考人 お答えを申し上げます。

私どもの現況調査の数字を今御指摘をいただきま

した。

現況調査におきましては、私ども消費者庁か

ら、予算額の内示後の地方公共団体の予算額とい

うものを調査して、平成二十九年度の補正予算の繰越分、それも含めたその額が計上されておりま

す。

申し上げますと、平成三十年の四月時点で交付

した平成三十年度当初予算が今お話を出ておりま

したとおり二十四億円で、平成二十九年度、一つ

前の二十九年度の補正予算の十二億円、それか

ら、今先生からもお話をありました復興特別会計

の四・八億円、それから、さらに、地方消費者行

政活性化基金、かつての基金の使用額、これを合せれば、全て足し合わせますと四十四・八億円ということになります。現況調査の結果とはおむね一致をしているところでございまして、今おつしやられた現況調査の数字と今足し合わせた額はほぼ一致をしておるので、一致をしていると

いうふうに御説明するところでございます。

○尾辻委員 何とか書き集めて、足し合わせたらどうにかかるというお話だったかと思います。

もう少し細かく、この現況調査の中の八ペー

ジ、皆さんにお配りしている広義の自治体全体の消費行政予算ということで見ていくたいんです

けれども、赤線を引っ張つけていたのであります。それ全自治体といふことで、平成三十年度で見る

と、基金及び交付金は約四十二億なんですね。前

年度から見るとマイナス十八億になつてているわけ

です。それにあわせて自主財源がどうなつていて

かというと、これは十二億ということになつていて

ますけれども、これでは全くとしてお金が足り

て、済みません、間違えました。百二十八億とい

うことになつております。八億はふえています

けれども、マイナス十八億円という部分を、八億

円の自主財源プラスにしなつていません。

ですから、マイナス十億円分が、これはやはり

交付金、基金で足りていらない部分が出ているとい

うことで、今現状、地方自治体は自主財源が追いついていない現状であるというこの認識は正しい

のでしょうか。

○高島政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘がございましたとおり、平成二十九年

度の地方消費者行政予算は、地方の自主財源とそ

れから国からの交付金、これを合わせまして、合

計が約百七十九億円ござります。それに対しま

して平成三十年度の地方消費者行政予算は、自

主財源と国からの交付金とを合わせて合計約百七十

億円となつてございますので、ちょっと四捨五入

の関係で多少狂いますけれども、約九億円減額と

いうことに確かになつてござります。

今御指摘のありました地方公共団体の自主財源

といふことでござりますけれども、地方公共団体の自主財源による消費者行政予算の確保というの

は十分には進んでおらず、消費者行政を地方の事務として根づかせることにはまだ課題が残つて

るというふうに私どもとしても認識をしておりま

す。

このため、消費者庁としては、都道府県の知事

でありますとか、さまざまな地方公共団体に出向

きまして、自主財源に裏づけられた消費者行政の予算の確保といふものを促しているところでござ

ります。

○尾辻委員 自主財源に根差したといふうに

言つていますけれども、消費者庁、本当にこれは

地方任せでいいんですかと、いうことなんですね。

最初に大臣もおっしゃったように、消費者行政の充実強化にちゃんと取り組むということをおつ

しゃつてはいるわけです。

今この強化事業のメニューを見ている限りでい

くと、これは地方現場のニーズに本当に合つてい

るのか。先ほど聞いたように、三回も募集して

一・八億しか応募がなかつた。それでいて、もと

もとのこの推進交付金はこれだけ減らしていると

いうことをどのように受けとめていくのかといふ

ことです。

今、全国の地方自治体からは意見書がかなりた

くさん上がつてきております。私の地元の大坂府

や大阪市でも意見書が上がつてきました。五十八件、都道府県で

十四都道府県、四十四市町村から、この今の予算

ではもう行政は成り立たない、地方の消費者行政

は成り立たない、少なくとも平成二十九年度の水準に戻してももらわないと困るんだ。今国会に入つても、三都道府県、十二市町村から意見書が出て

おります。

消費者がどこに住んでいても質の高い相談、救

済を受けられる体制整備というの、これは消費者行政がやらなくてはいけない話ではないんでしょ

うか。

では、現実的に、今、消費者行政、地方自治体

でどうなつてゐるのかということで指摘をさせていただきます。

配付資料の七ページの左を見ていただきたいんですけれども、消費者庁の皆さん、地方消費者行政強化作戦で全地方自治体に相談窓口を設置されたとおっしゃつておりますけれども、赤線を引つ張つております、全国に八百五十五カ所まで消費者センターを増設されたとおっしゃつてます、しかし、現況調査によれば、いまだに、相談員がないない箱だけの地方自治体が四割を占めています。

さらに、四ページ目から六ページ目をごらんいただきたいんですね。地方消費者行政担当の課や係が今減つてきているんですね。地方消費者行政職員が今減つてきている。その上、全国の消費者行政を担当している事務職員のうち、約七割が他の業務との兼務者、七割がほかの業務と一緒にやつていてるんですね。さらには、この現況調査を見てみたら、市区町村では、兼務職員における消費者行政の業務のウエートはわずか一〇%。わずか一〇%しか消費者行政、兼務の職員はやつていないということなんですね。

つまり、今自治体で何が起つていてるかというと、どんどんどんどん交付金を減らされて、もうやらないですということになつて、課も職員も減らしていって、兼務職員で何とか対応している。その兼務職員も、わずか一〇%しか消費者行政をやつてない。

これでどうやつて、先ほどおっしゃつた、知事とか首長がこの消費者行政をやつていていうことになるんでしょうか。とりにも行けないです、こんなことでは。そして、とりに行つて、一〇%しかやつていない職員が、いや、大事なんですか言つて、どうやつてこれは説得力があるんですかということです。ですから、この最低限の保障は、本来国がすべきだと思います。

これはちょっと大臣にお伺いしたいんですけど

ども、今回、これだけ減らされました。自治体でどれだけ影響が出ているのか、私はこれは調べるべきだと思うんですけれども、大臣、ちょっとと調

べていただけないでしようか。ちょっととこれは通告にはありませんけれども、お聞きしたいと思います。

○宮腰國務大臣 御指摘の、消費生活相談体制の整備に関しましては、消費者安全法におきまして、地方における消費生活相談やあつせん事務等は地方公共団体の事務として位置づけられておりまして、原則的に地方公共団体の責任において実施すべきものであるというふうに考えております。

国といたしましては、消費者庁創設以来、地方交付税措置が増額をされてまいりました。平成二年年度九十億円、二十二年度百八十四億円、二十四年度が二百七十七億円というように、ほぼ、自治事務ということで、それに要する費用を地方交付税の増額で措置をしてまいりました。

一方、地方の自主財源はおむね横ばいであります。残念ながら、地方交付税措置に対しても、交付金を除く地方の自主財源は今のところ五〇%を下回つていてる状態ということに、そういう状況になつております。

国といたしましては、知事等に対して、消費者行政に必要な自主財源の確保をしっかりとやさしいということを強く働きかけることも重要であります。

あると考えておりまして、そのほかにも、地方消費者行政強化事業、これにつきましては、若年者への消費者教育、消費税率引き上げへの対応、訪日、在日外国人、国として取り組まなければならない新たな課題に関して、地方においてもぜひしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、大臣所信挨拶に対する質疑ということがございまして、宮腰担当大臣の消費者問題に挑む姿勢について、まずお伺いをさせていただければと思います。

大臣も御承知のとおり、三月の十五日は世界消費者権利の日となつております、その由来と

この影響を調べていただけませんかということになります。イエスかノーでお答えください。

○宮腰國務大臣 尾辻先生のお話になつた調査に関しては、状況も見ながら検討してまいりたいというふうに思つております。

○尾辻委員 今これだけ二十四億まで減らしたら、もう正直できないですよ、自治体。これは消費者庁が現場のやる気を失わせているということになつてゐるわけです。これだけ意見書も出ているわけですから、これは本当に危機感を持つてただかなないと、地方消費者行政できませんよ。徳島以外に現場ないんですから。

ですから、来年度の予算として補正予算、しっかりと交付金を増額するよう、これは強く要望をしておきたいと思います。以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○土屋委員長 次に、堀越啓仁君。

○堀越委員 立憲民主党・市民クラブの堀越啓仁と申します。本日は、諸先輩方から多大なる御配慮をいただきまして、消費者問題特別委員会で初めての質問に立たせていただきました。改めて深く感謝申し上げたいと思います。

私は、昨年の初当選以来、特別国会、通常国会、今回のこの臨時国会において、常任委員会で環境委員会に属させていただいておりました。

また、それに加えまして、今国会から農林水産委員会にも属させていただいております。自称自然系国会議員を目指している私でございますので、農林水産委員会そして環境にも関する消費問題についても取り組んでまいりたいと思います。

そこで、消費者政策の推進に当たり、消費者の権利の尊重という崇高な基本理念をどのように認識されておられるのか、大臣の御見解をまず伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○宮腰國務大臣 消費者が安全、安心な消費生活を営むことができるようにするためには、個々の消費者の安全が確保されること、必要な情報を知ることができる、適切な選択を行えること、被害者の救済が受けられることなどが重要であります。して、今ほど堀越委員の方から、これまでの、一九六二年三月十五日、ケネディ大統領が連邦議会の特別教書においてこの四つの権利を消費者の権利として提示をし、そういう歴史を踏まえた御質問がありました。この四つの考え方、国際的にもこうした考え方がスタンダードなものであると認識されていると承知をいたしております。

我が国でも、平成十六年に、今ほどもお話をありました改正消費者基本法におきまして、これらを消費者の権利として明確に法律に位置づけるとともに、消費者政策を推進する上での基本理念として定めているというふうに考えております。

なつておりますのが、一九六二年三月の十五日に、当時のアメリカ合衆国ジョン・F・ケネディ大統領が連邦議会に送った消費者の利益の保護に関する特別教書において、消費者には四つの権利、すなわち、安全を求める権利、知らされる権利、選ぶ権利、意見を聞いてもらう権利の四つがあります。